

別表

| 項番 | (あ)諮問番号 | (い)諮問日 | (う)情報公開請求日 | (え)公開を請求する行政文書の内容又は件名 | (お)事務担当課 | (か)決定 | (き)決定理由 | (く)審査請求年月日 | (け)弁明書送付年月日 | (こ)反論書提出年月日 | (さ)意見書提出年月日 | (し)口頭意見陳述実施年月日 | (す)審査請求人の主張 |
|----|---------|----------------------|-------------|---|--------------|--------------------------------------|---|------------|-------------|-------------|-------------|----------------|--|
| | | | | | | | | | | | | | (せ)実施機関の主張 |
| 1 | 第215号 | 第136-8号 令和元年8月16日 | 平成30年12月14日 | 平成30年11月28日から平成30年12月14日までの高崎市議会の各委員会の音声録音データ | 議会事務局 議事課 | 第320-7号 平成31年2月15日 行政文書非公開決定通知 | 高崎市情報公開条例第7条第6号及び高崎市議会傍聴規則第8条に該当 請求する公開方法が、音声録音データの写しの交付となっているが、高崎市議会傍聴規則第8条では、傍聴人は、傍聴席において撮影、録音等をしてはならないと規定している。録音を禁止している音声データをデータとして交付することは、この規定の主旨にそぐわないことから非公開とした。 | 令和元年5月16日 | 令和元年6月28日 | — | 令和元年9月26日 | — | 高崎市議会では、高崎市議会傍聴規則により、傍聴の録音を禁止されているので、非公開決定としたが、各委員会はすでに開催が終了しているため、傍聴することはできず、地方自治法第130条に規定するような「公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等」など、会議を妨害することもできません。 高崎市議会は会議傍聴規則の解釈を違え、市民住民に市議会の閉鎖性を高め、市民の大切な行政情報である市議会事務局が録音した委員会音声データを非公開とする行為は、民主主義に反し、著しく不当です。 ・請求者が請求する公開方法は、音声録音データの写しの交付となっているが、高崎市議会規則第8条では、傍聴人は、傍聴席において撮影、録音等をしてはならないと規定している。 傍聴者に対して録音を禁止している音声データを請求者へデータとして交付することは上記の規定の主旨にそぐわないことから、データでの交付はすべきでないと判断した。 ・高崎市議会会議規則第123条により録音データは公式の記録ではなく交付できない。 |
| 2 | 第217号 | 第151-8号 令和元年9月6日 | 平成31年3月27日 | 平成31年2月5日から平成31年3月13日までの高崎市議会の各委員会の音声録音データ | 議会事務局 議事課 | 第354-1号 平成31年3月27日 行政文書非公開決定通知 | 高崎市情報公開条例第7条第6号及び高崎市議会傍聴規則第8条に該当 請求する公開方法が、音声録音データの写しの交付となっているが、高崎市議会傍聴規則第8条では、傍聴人は、傍聴席において撮影、録音等をしてはならないと規定している。録音を禁止している音声データをデータとして交付することは、この規定の主旨にそぐわないことから非公開とした。 | 令和元年6月20日 | 令和元年7月19日 | — | 令和元年9月26日 | — | 高崎市議会では、高崎市議会傍聴規則により、傍聴の録音を禁止されているので、非公開決定としたが、各委員会はすでに開催が終了しているため、傍聴することはできず、地方自治法第130条に規定するような「公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等」など、会議を妨害することもできません。 高崎市議会は会議傍聴規則の解釈を違え、市民住民に市議会の閉鎖性を高め、市民の大切な行政情報である市議会事務局が録音した委員会音声データを非公開とする行為は、民主主義に反し、著しく不当です。 ・請求者が請求する公開方法は、音声録音データの写しの交付となっているが、高崎市議会規則第8条では、傍聴人は、傍聴席において撮影、録音等をしてはならないと規定している。 傍聴者に対して録音を禁止している音声データを請求者へデータとして交付することは上記の規定の主旨にそぐわないことから、データでの交付はすべきでないと判断した。 ・高崎市議会会議規則第123条により録音データは公式の記録ではなく交付できない。 |
| 3 | 第218号 | 第151-9号 令和元年9月6日 | 令和元年5月8日 | 平成31年3月14日から令和元年5月8日までの高崎市議会の各委員会の音声録音データ | 議会事務局 議事課 | 第51-13号 令和元年5月22日 行政文書非公開決定通知 | 高崎市情報公開条例第7条第6号及び高崎市議会傍聴規則第8条に該当 請求する公開方法が、音声録音データの写しの交付となっているが、高崎市議会傍聴規則第8条では、傍聴人は、傍聴席において撮影、録音等をしてはならないと規定している。録音を禁止している音声データをデータとして交付することは、この規定の主旨にそぐわないことから非公開とした。 | 令和元年6月20日 | 令和元年7月19日 | — | 令和元年9月26日 | — | 高崎市議会では、高崎市議会傍聴規則により、傍聴の録音を禁止されているので、非公開決定としたが、各委員会はすでに開催が終了しているため、傍聴することはできず、地方自治法第130条に規定するような「公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等」など、会議を妨害することもできません。 高崎市議会は会議傍聴規則の解釈を違え、市民住民に市議会の閉鎖性を高め、市民の大切な行政情報である市議会事務局が録音した委員会音声データを非公開とする行為は、民主主義に反し、著しく不当です。 ・請求者が請求する公開方法は、音声録音データの写しの交付となっているが、高崎市議会規則第8条では、傍聴人は、傍聴席において撮影、録音等をしてはならないと規定している。 傍聴者に対して録音を禁止している音声データを請求者へデータとして交付することは上記の規定の主旨にそぐわないことから、データでの交付はすべきでないと判断した。 ・高崎市議会会議規則第123条により録音データは公式の記録ではなく交付できない。 |